

一緒にウォーキングに
参加しませんか

令和4年度　ウォーキングデー　4～9月

実施校区	西校区	東校区	中原校区	西瀬校区	大畑校区
月	第1土曜日	第2土曜日	第3土曜日		第4土曜日
4月	－	9日	16日		－
5月	7日	14日	21日		28日
6月	4日	11日	18日		－
7月	2日	9日	16日		23日
8月	6日	13日	20日		－
9月	3日	10日	17日		24日 歴史探訪ウォーキング
集合場所	東西コミセン	人吉東小	中原コミセン	西瀬小体育館前	大畑コミセン
受付	午前7時10分～		午前6時40分～	午前7時10分～	午前6時40分～
スタート	午前7時30分		午前7時	午前7時30分	午前7時

※全校区に保険をかけますので、必ず受け付けをしてください。
（主催：校区公民館、主管：健康推進委員会）

※小学生以下は保護者同伴で参加してください。

※お住まいの校区にかかわらず参加できます。どのコースも徒歩時間は約1時間です。水筒などは各自で準備してください。

※ウォーキングに参加すると、1回につきじ馬スタンプ10ポイント進呈券がもらえます。10ポイント進呈券を10枚ためると、ボーナス20ポイントを加えた120ポイント進呈券と交換します。歴史探訪ウォーキングはポイント3倍！

🌀

ポイントが付けられるお店

📍

○イスミ本店

📍

○イスミインター店

📍

○ホームセンタートクマル

🌀

○制服のえびす

📍

○高階誠心堂薬局 青井本店

📍

○文具のオカモト

📍

○つかもと酒店

🌀

○きじ馬スタンプ協同組合 など

📞

問合せ 市保健センター健康増進係（☎24-8010）

18歳から裁判員に！

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、令和5年から18・19歳の人も裁判員に選ばれる可能性があります。当てはまる人には、今年11月ごろに、裁判員候補者名簿に記載されたことをお知らせする連絡が来ます。

候補者に参加を願う人は、積極的な参加をお願いします。※詳しくは左の2次元コードを読み取りホームページをご確認ください。

問合せ 熊本地方裁判所

春の全国交通安全運動

春は入園・入学シーズン。子どもたちが初めて通園・通学をします。車を運転する人はスピードを出し過ぎず、歩行者を優先させる思いやりのある運転を心掛けましょう。

期間 4月6日(水)～15日(金)の10日間

「交通事故死ゼロを目指す日」4月10日(日)

📱

▲裁判所制度ホームページ

運動の重点

①子どもをはじめとする歩行者の安全確保

②歩行者の保護や飲酒運転の根絶などの安全運転意識の向上

③自転車車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

例年開催している人吉市出発式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止します。関係団体や市民の皆さんは、職場や家庭で交通安全啓発にご協力ください。

問合せ 市地域コミュニティ課自治支援係

九ちゃんクラブ活動案内はブログに掲載しています

就学前のお子さんと保護者のための子育てひろば「ほっとステーション九ちゃんクラブ」の開館情報やおでかけ九ちゃんの開催案内は、ブログに載せています。左の2次元コードを読み取ってご確認ください。

申込・問合せ ほっとステーション九ちゃんクラブ（☎32-9566）

📱

▲ほっとステーション九ちゃんクラブ

後期高齢者医療はり・きゅう・マッサージ券申請受付中

後期高齢者医療のはり・きゅう・マッサージ券（1人12枚／年間）の申請を受け付けています。

対象者 後期高齢者医療保険制度に加入している人
持っているもの 本人の保険証、印鑑

※人吉市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ券は、廃止しました。

問合せ 「後期高齢者医療はり・きゅう・マッサージ券に関すること」市高齢者支援課
後期高齢者医療係、「国民健康保険はり・きゅう・マッサージ券に関すること」市市民課
国保年金係

後期高齢者医療制度からのお知らせ

令和4年度は保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率（額）を2年ごとに
見直していて、令和4・5年度は保険料率が変わります。

【均等割額】 5万4千円

【所得割率】 10.26%

※保険料の上限額は66万円です。



	総所得金額など
7割軽減	「43万円＋10万円×（給与・年金所得者数－1）」を超えない世帯
5割軽減	「43万円＋（28.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与・年金所得者数－1）」を超えない世帯
2割軽減	「43万円＋（52万円×世帯の被保険者数＋10万円×（給与・年金所得者数－1）」を超えない世帯

令和4年度の保険料の軽減を受けられる人の範囲は変わりません

※「給与・年金所得者数」とは、給与収入55万円超または年金収入125万円超（65歳未満の場合60万円超）の人の合計人数です。

※均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得は15万円を控除した額で判定されます。

問合せ 市高齢者支援課後期高齢者医療係（☎22-2111 内線1225）

国民年金保険料が変わります

令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です。納付期限は翌月末（金融機関が非営業日の場合は翌営業日）です。納付方法など詳しくはお問い合わせください。

問合せ 八代年金事務所（☎0965-356123）、市市民課国保年金係

戦没者などの遺族に特別弔慰金が支給されます

この弔慰金は、令和2年4月1日（基準日）に公務扶助料や遺族年金などを受けられる遺族がいない場合に支給されます。

対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、次の順番による先順位の遺族1人

①令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子ども

③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

④①～③以外の戦没者などの三親等内の親族（戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限る）

支給額 25万円、5年償還の記名国債（年額5万円）

請求期限 令和5年3月31日（金）

※申請した人でまだ通知が届いていない人は、裁定に時間がかかっていますので、通知が届くまでお待ちください。

問合せ 市福祉課福祉政策係

政府主催慰霊巡拝

厚生労働省では、先の大戦で亡くなった人の遺族を対象に慰霊巡拝を実施しています。

対象者 実施地域での戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、おい・めい、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者

実施地域 カザフスタン共和国、イルクーツク州、ブリヤート共和国、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、インドネシア、中国東北地方、東部ニューギニア、インド、ビスマーク諸島、ミャンマー、トラック諸島、フィリピン、硫黄島

※日程や申込方法など詳しくはお問い合わせください。

問合せ 県社会福祉課（☎096-333-2199）